

国立大学法人大分大学理工学部門教員選考規程

平成28年12月28日制定
平成28年規程第91号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学教員選考規程（平成16年規程第48号。以下「選考規程」という。）に定めるもののほか、国立大学法人大分大学教員組織規程（平成28年規程第61号）第2条第4号に規定する理工学部門における教員の選考に関し必要な事項を定める。

(調査書)

第2条 選考規程第9条第1項の規定により国立大学法人大分大学理工学部門人事会議に任用候補者を付議するに当たり、同項に規定する調査書に当該任用候補者の著書又は発表した論文を添付するものとする。

(審査委員会)

第3条 選考規程第10条に規定する審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理工学部門長
 - (2) 派遣予定プログラムの教員 2人
 - (3) 派遣予定研究クラスターの教員 1人
 - (4) 派遣予定以外の研究クラスターの教員 1人
- 2 前項第2号から第4号までの委員は、理工学部門長が指名する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、組織の新設に伴う教員の選考に係る審査委員会は、理工学部門長及び任用候補者の選考分野に関連するプログラムの教員2人及び研究クラスターの教員2人により構成する。
- 4 前項に規定する候補者の選考分野に関連するプログラム及び研究クラスターの教員は、理工学部門長が指名する。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、理工学部門における教員の選考に関し必要な事項は、理工学部門長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年工学部門規程第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年理工学部門規程第1号）

この規程は、令和5年5月10日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学理工学部門教員選考規程は、同年4月1日から適用する。